BALMUDA

第22期定時株主総会　招集ご通知

開催日時　2025年３月27日（木曜日）午後１時

バルミューダ株式会社　証券コード：6612

証券コード　6612
2025年３月12日
（電子提供措置の開始日2025年３月５日）

株　主　各　位

東京都武蔵野市境南町五丁目１番21号
バルミューダ株式会社
代表取締役社長　**寺　尾　　玄**

第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに、電子提供措置事項を掲載しております。

当社企業/IR情報ウェブサイト　https://corp.balmuda.com

上記ウェブサイトのNEWS欄にある「一覧を見る」から「株主総会」を順に選択のうえ、ご覧ください。

上記のほか、東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にも掲載しております。
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コード（6612）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

当日出席されない場合は、本株主総会招集ご通知の３頁のいずれかの方法により、議決権を行使することができます。お手数ながら電子提供措置事項に掲載（本株主総会招集ご通知の５頁以降）の株主総会参考書類をご参考のうえ、2025年３月26日（水曜日）午後６時までに到着するようご送付、もしくはインターネット上でのお手続きをお済ませいただきますようお願い申し上げます。なお、議決権行使書面において議案につき賛否が表示されていない場合には、会社提案につき賛成としてお取扱いいたします。

株主総会の模様は、オンデマンドによりインターネット配信いたします。視聴の方法につきましては、本株主総会招集ご通知の２頁にある「◎株主総会のオンデマンド視聴のご案内」をご覧ください。

敬具

記

1．日　　時　2025年３月27日（木曜日）午後１時（開場 午後０時30分）

2．場　　所　東京都港区南青山五丁目５番24号
南青山サンタキアラ教会 バンケットルーム

3．目的事項

報告事項

1．第22期（2024年１月１日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第22期（2024年１月１日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　資本金の額の減少の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

以 上

◎株主総会のオンデマンド視聴のご案内
当社は、株主総会の模様をオンデマンドによりインターネット配信する予定です。
【ご視聴方法、注意事項】
・配信URLは、当社企業/IR情報ウェブサイト（https://corp.balmuda.com）に掲載いたします。
・配信開始は、2025年３月27日午後６時以降となります。
・ご利用の端末及びインターネットの接続環境・回線状態により視聴できない場合があります。
・オンデマンドによる配信は、予告なく中断もしくは中止することがあります。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、電子提供措置事項にアクセスするための資料として、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

●事業報告
当社グループの現況に関する事項
財産及び損益の状況の推移
主要な事業内容
主要な事業所等
従業員の状況
主要な借入先
会社の株式に関する事項
会社の新株予約権等に関する事項
会社役員に関する事項
社外役員に関する事項
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
剰余金の配当等の決定に関する方針
●連結計算書類
連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
●計算書類
株主資本等変動計算書
個別注記表
●監査報告
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は掲載している各ウェブサイトにその旨及び修正前後の内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載（本株主総会招集ご通知の5頁以降）の株主総会参考書類をご検討いただき、下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

● 書面による議決権ご行使 ●

行使期限

2025年3月26日（水曜日）
午後6時00分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

● 「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2025年3月26日（水曜日）
午後6時00分行使分まで

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

● インターネットによるご行使 ●

行使期限

2025年3月26日（水曜日）
午後6時00分行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト
https://www.web54.net

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

● 株主総会へ出席 ●

株主総会開催日時

2025年3月27日（木曜日）
午後1時（開場 午後0時30分）

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、電子提供措置事項にアクセスするための資料として、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

重複して行使された議決権の取扱いについて

(1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 フリーダイヤル（受付時間 9:00～21:00）

●「スマート行使」によるご行使●

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下**「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」**をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

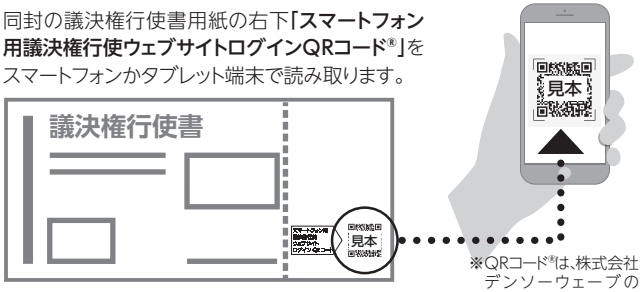

※QRコード®は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く

表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

すべての会社提案議案について「賛成」する ④

各議案について個別に指示する ③

③各議案について個別に指示する

画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④すべての会社提案議案について「賛成」する

確認画面で問題なければ**「この内容で行使する」**ボタンを押して行使完了!

> **!** 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

●インターネットによるご行使●

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

https://www.web54.net

②ログインする

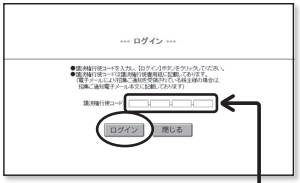

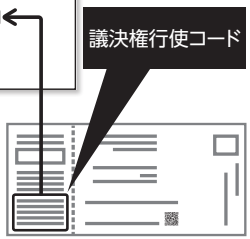

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

③パスワードを入力する

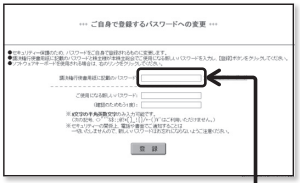

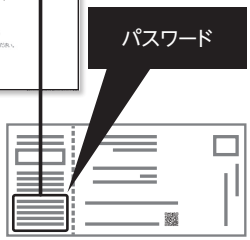

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　資本金の額の減少の件

１．資本金の額の減少の理由

当社は、資本政策の柔軟性及び機動性を確保すること、並びに適切な税制の適用を通じて財務の健全性を維持することを目的とし、会社法第447条第１項の規定に基づき資本金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えるものです。なお、本件は、発行済株式総数は変更せず、資本金の額のみ減少いたします。株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。

２．資本金の額の減少の内容

（1）減少する資本金の額

当社の資本金の額90,280,000円のうち80,280,000円を減少し、その他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を10,000,000円といたします。なお、当社が発行している新株予約権が減資の効力発生日までに行使された場合又は当社が譲渡制限付株式を発行した場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

（2）資本金の額の減少の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行いません。資本金の額のみを減少し、減少する資本金の額80,280,000円をその他資本剰余金に振り替えます。

（3）資本金の額の減少の効力発生日

資本金の額の減少の効力発生日は、債権者異議申述期間後の2025年5月15日を予定しています。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会より株主総会で陳述すべき特段の事項はない旨の意見を得ています。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当
1	寺尾　玄（てらお げん）　再任	代表取締役社長
2	佐藤　雅史（さとう まさふみ）　再任	取締役 コーポレート部門統括
3	片山　礼子（かたやま れいこ）　再任　社外　独立	取締役

1 候補者番号 寺尾（てらお） 玄（げん） （1973年７月25日生）

再任

取締役会出席回数 17回/17回
所有する当社株式の数 5,782,500株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2003年 3 月　当社設立　代表取締役社長（現任）
2013年 2 月　BALMUDA Europe GmbH Managing Director（現任）
2024年 7 月　BALMUDA North America, Inc. Director & CEO（現任）

【取締役候補者とした理由】
創業者であり、設立以来代表取締役社長を務めております。当社成長の要である新製品開発を推進し、数々の製品を生み出し続けている実績から経営者としての識見、実力は裏付けられており、当社グループのさらなる成長に欠かせないと判断し、取締役候補者といたしました。

＊ 寺尾玄氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
＊ 寺尾玄氏は当社の経営を支配している者であります。

2 候補者番号 佐藤（さとう） 雅史（まさふみ） （1973年３月３日生）

再任

取締役会出席回数 17回/17回
所有する当社株式の数 2,000株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年 4 月　株式会社あさひ銀行（現：株式会社りそな銀行）入行
2004年 9 月　ＮＥＣシステムテクノロジー株式会社（現：ＮＥＣソリューションイノベータ株式会社）入社
2005年 7 月　三菱商事フィナンシャルサービス株式会社入社
2008年 8 月　曙ブレーキ工業株式会社入社
2012年 5 月　グリー株式会社入社
2015年 6 月　当社入社
2016年 1 月　当社 管理本部長
2017年 3 月　当社 取締役管理部長
2022年 5 月　当社 取締役管理本部長
2023年11月　当社 取締役
2024年 7 月　BALMUDA North America, Inc. Director（現任）
2025年 1 月　当社 取締役コーポレート部門統括（現任）

【取締役候補者とした理由】
当社入社以来、予算統制、経理、人事など管理部門の強化を推進してまいりました。これまでの実績から識見、実力は裏付けられており、当社グループのさらなる成長に欠かせないと判断し、取締役候補者といたしました。

＊ 佐藤雅史氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

3 候補者番号

片山（かたやま） 礼子（れいこ）

（1965年３月17日生）

再任 | 社外 | 独立

取締役会出席回数　17回/17回
所有する当社株式の数　一株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4 月　日興証券株式会社（現 SMBC日興証券株式会社）入社
1992年12月　株式会社ミスミ（現 株式会社ミスミグループ本社）入社
2003年 9 月　同社 フード事業部長
2007年10月　株式会社カクヤス（現 株式会社カクヤスグループ） 執行役員
2012年11月　株式会社ミクリード 代表取締役社長（現任）
2021年12月　当社 社外取締役（現任）

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

長年に亘る経営幹部及び経営者としての豊富な経験と深い識見を有し、現在、上場会社の代表取締役を務めています。当社にとって必要な外部の独立的な立場の視点からの助言をいただくことにより、経営体制のさらなる強化を期待するためであります。また、同氏は、当社が2022年１月21日開催の取締役会決議で設置した報酬委員会の委員です。同氏が再任された場合は、当社は引き続き当社の役員報酬等の決定に対して客観的・中立的立場で関与していただく予定であります。

＊ 片山礼子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
＊ 片山礼子氏は、社外取締役候補者であります。
＊ 当社は、片山礼子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員と指定する予定であります。
＊ 片山礼子氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって３年３ヵ月となります。
＊ 当社は、会社法第427条第１項の規定により、片山礼子氏との間において、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める額としております。片山礼子氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

役員等賠償責任保険契約について

当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。各候補者が当社取締役に再任された場合には、各氏は当該保険契約の被保険者となります。

なお、当該保険契約は、2025年12月に更新を行う予定です。

以上

事業報告（2024年１月１日から2024年12月31日まで）

１．当社グループの現況に関する事項

（１）事業の経過及びその成果

当連結会計年度の国内経済は、雇用・所得環境が改善する一方で、原材料価格の高騰や円安等により物価上昇が続きました。海外においては、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続、海外諸国における政治動向など、経済的にも政治的にも不安定な状況が続きました。結果として消費マインドの改善には足踏みがみられ、本格的な景気の回復には至っていません。

このような環境下、当社グループは黒字への回復と早期の成長基調への回帰を目指して、３つの重点戦略「売上総利益率の改善」「固定費の圧縮」「家電カテゴリー製品の積極的な展開」を掲げて諸施策を推進してきました。その結果、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益のいずれも改善し、１年で黒字への回復を果たしました。

売上総利益率の改善：円安の進行に対応し、新製品及び既存製品の製造コストの低減、並びに、適切な価格設定による適正利幅の確保に取り組みました。新製品としては、ReBaker（リベイク機能つきトースター）、GreenFan Studio（オールシーズンファン）、MoonKettle（温度調整機能つき電気ケトル）、Table Stove（カセットコンロ）の４製品を当連結会計年度に発売しました。既存製品の価格改定も実施し、これらの効果により当連結会計年度の売上総利益率は、前年対比で円安が進行する中においても前年度の26.9％から31.2％へと4.3ポイント改善しました。

固定費の圧縮：当社グループは、売上規模に対応した組織・人員体制の適正化を前連結会計年度から推進してきました。その結果、当連結会計年度における人件費は前年同期に対して385百万円の減少となりました。その他の経費も効率的な運用を推し進めた結果、当連結会計年度における、人件費を含む販売費及び一般管理費は、前年同期比で1,004百万円（20.6％）の減少となりました。なお、組織・人員体制の適正化は期中に完了し、成長のために必要な人材の採用に改めて注力しています。

家電カテゴリー製品の積極的な展開：当社グループは、新たな体験価値を提供すべく国内外で製品ラインナップを拡大しました。国内においては、ReBaker、GreenFan Studio、MoonKettle、Table Stove といった新製品に加えて、BALMUDA The Pot（電気ケトル）とReBakerの新色を発売し、過去にないペースで製品ラインナップを拡大しました。

海外においても、国内と同様に新製品を積極展開しました。韓国ではBALMUDA The Toaster Pro（サラマンダー機能つきスチームトースター）、BALMUDA The Plate Pro（ステンレス ホットプレート）、GreenFan Studio及びReBakerを発売しました。中国ではBALMUDA The Range（オーブンレンジ）を、台湾ではBALMUDA The Toaster Pro、BALMUDA The Plate Proを、香港ではBALMUDA The Rangeを、タイではBALMUDA The Brew（オープンドリップ式コーヒーメーカー）を発売しました。

これらの取り組みの結果、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益のいずれも改善し、黒字転換を達成しました。

(単位：百万円)

	第21期	第22期	前期差	前期比(%)
売上高	13,011	12,462	△549	△4.2
営業利益又は営業損失（△）	△1,375	12	1,387	—
経常利益又は経常損失（△）	△1,237	94	1,332	—
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△2,071	67	2,138	—

地域別では、東アジア、東南アジアにおける積極的な製品展開等が奏功し、その他地域における売上高が22.0%増加しました。

製品カテゴリー別では、新製品の発売等により、主力製品カテゴリーであるキッチン関連の売上高が前年同期に対して2.7%増加しました。

(単位：百万円)

地域別売上高	第21期	第22期	前期差	前期比(%)
日本	8,806	8,025	△780	△8.9
韓国	2,329	2,315	△13	△0.6
北米	631	603	△28	△4.5
その他	1,244	1,517	273	22.0
合計	13,011	12,462	△549	△4.2

（単位：百万円）

製品カテゴリー別売上高	第21期	第22期	前期差	前期比(%)
空調関連	2,442	2,112	△329	△13.5
キッチン関連	9,278	9,527	248	2.7
携帯端末関連	2	—	△2	△100.0
その他	1,288	822	△465	△36.2
合計	13,011	12,462	△549	△4.2

なお、当社グループは家電事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しています。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は162百万円です。その主な内容は、製品の金型・治工具137百万円、ECサイト構築等10百万円です。

また、当連結会計年度において、重要な設備の除却及び売却等はありません。

（3）資金調達の状況

不測の事態に備え、流動性を確保するためのバックアップラインとして、取引銀行２行と貸出コミットメント契約（総額2,630百万円）を締結しています。本契約に係る当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

（4）対処すべき課題

① 収益性の改善

当連結会計年度は、前述の３つの重点戦略を着実に実行したことで損益改善し、黒字転換を果たしました。当社グループは、中長期の成長戦略として「グローバルブランドへの進化」を掲げ、持続的な成長の実現に取り組みます。2025年12月期は、グローバルブランドへの進化のための第一歩として、米国での本格的な事業展開に着手します。

② 販売地域の多様化

2024年12月期売上高の83.0%は日本並びに韓国に依拠しています。両国の景気や社会情勢等の変化による業績への影響を低減するため、販売地域の多様化を推進しています。2023年にはタイ、シンガポール、マレーシアでの製品展開を開始しました。2025年は米国を最重点地域に定め、製品展開の加速、販売拠点の開設、ブランド認知度の強化に取り組みます。

③ コーポレートガバナンス体制の強化

経営環境の変化が激しい環境下で、経営の意思決定をより迅速化するとともに、これまで以上に取締役の業務執行に対する監督機能を強化する必要があります。さらなるコーポレートガバナンスの強化並びに継続的な企業価値の拡大に努めていきます。

④ 企業ブランドの構築

強いブランド像を確立するために、卓越した創意工夫と最良の科学技術による革新的なプロダクトを実現化していきます。また、適時適切なコミュニケーション施策の展開を通じて、顧客の様々な体験機会を創出することにより、企画・デザイン・技術・ブランド力で競争優位を確立させるよう努めていきます。

⑤ 製品の開発・品質管理体制の強化

製品開発における品質と信頼性の向上に向けて、品質管理部門の陣容の充実に努めるとともに、製品開発プロセスを要所で区切り、進行状況の期限管理を徹底する一方で、企画初期段階からの徹底したリスクアセスメントの実施によって、開発上の対処すべき課題をより広範に洗い出し、次の開発ステップに移行可能かどうかの審査を厳格化することにより、品質の向上に努めていきます。

⑥ 内部管理体制の強化

事業の継続的な発展を実現させるためには、コーポレートガバナンス機能の強化は必須であり、そのために財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの適切な運用が重要であると認識しています。コーポレートガバナンスに関しては、内部監査による定期的なモニタリングの実施や監査法人との連携を図ることにより適切に運用を進めています。ステークホルダーに対して経営の適切性や健全性を確保しつつも、ベンチャー企業としての俊敏さも兼ね備えた、全社的に効率化された組織体制の構築に向けてさらに内部管理体制の強化に取り組んでいきます。

⑦ 有能な人材確保

今後のさらなる成長を目指すうえで、人材の獲得及び育成が重要であると考えています。人材獲得競争は今後も厳しい状況が続くと思われますが、当社の経営方針やビジョンに共感し、高い専門性を有する人材を惹きつけられるように、教育研修制度の整備、福利厚生の充実を図っていくとともに、外部ノウハウの活用等にも積極的に取り組み、事業計画達成に必要となる適切な人材リソースの確保に努めていきます。

（5）重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
BALMUDA Europe GmbH	25,000 ユーロ	100 %	ドイツにおける当社製品の販売
BALMUDA North America, Inc.	500,000 米ドル	100 %	米国における当社製品の販売促進・広告宣伝

（注）特定完全子会社に該当する子会社はありません。

2．会社役員に関する事項

（1）取締役の氏名等（2024年12月31日現在）

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	寺尾　玄	BALMUDA Europe GmbH Managing Director BALMUDA North America, Inc. Director & CEO
取締役	佐藤雅史	BALMUDA North America, Inc. Director
取締役	片山礼子	株式会社ミクリード 代表取締役社長
取締役 （常勤監査等委員）	中嶋清昭	―
取締役 （監査等委員）	森　満彦	森満彦税理士事務所 所長 株式会社トライソルグループ 社外監査役 株式会社黒龍堂 社外監査役 株式会社クレーリナ 社外監査役
取締役 （監査等委員）	永井公成	法律事務所ネクシード 代表弁護士 ベースフード株式会社 社外監査役 株式会社フォーバル・リアルストレート 社外取締役（監査等委員） 株式会社オスティアリーズ 社外監査役

（注）1．取締役片山礼子氏並びに取締役（常勤監査等委員）中嶋清昭氏、取締役（監査等委員）森満彦氏及び永井公成氏は社外取締役です。

2．監査等委員会は、社内の情報収集・共有を行うとともに、実効性の高い監査活動を可能とするため、常勤の監査等委員として中嶋清昭氏を選定しています。

3．取締役（常勤監査等委員）中嶋清昭氏及び取締役（監査等委員）森満彦氏及び永井公成氏は、以下のとおり、財務、会計及び法務に関する相当程度の知見を有しています。

・取締役（常勤監査等委員）中嶋清昭氏は金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

・取締役（監査等委員）森満彦氏は税理士の資格を有しており、企業会計・税務に関する専門的な知識・経験を有しています。

・取締役（監査等委員）永井公成氏は弁護士の資格を有しており、企業法務に関する専門的な知識・経験等を有しています。

4．当社は、社外取締役片山礼子氏並びに、中嶋清昭氏、森満彦氏及び永井公成氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役片山礼子氏及び各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役片山礼子氏及び各監査等委員である取締役との間で責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としています。

（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結し、当該保険により被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を補填することとしています。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されないなど、一定の免責事項が定められています。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しています。

（4）取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月19日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く、以下、①内において「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しました。当該決定方針は報酬委員会に諮問され、報酬委員会から引き続き当該決定方針を継続する旨の答申を受けています。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は次のとおりです。

・基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、各取締役の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、固定報酬としての基本報酬とする。

・基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、職責、職務執行に対する評価、従業員給与の水準及び当社の業績等を総合的に勘案して決定するものとする。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬については取締役会決議により一任された代表取締役社長寺尾玄がその具体的な内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定・配分とする。

なお、取締役（監査等委員である取締役）の報酬については、固定報酬のみとし、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定します。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等については、2024年１月25日開催の取締役会決議で報酬委員会に諮問され、報酬委員会での協議を経て、2024年３月22日開催の取締役会に答申されました。同日開催の取締役会では、その答申の内容に基づき、取締役の個人別の報酬等の内容の決定を代表取締役社長寺尾玄氏に委任する決議を行い、同氏が具体的内容を決定しました。

委任した理由は、決定権限の行使にあたって、事前に社外取締役を中心とした報酬委員会において協議を行い、恣意性が介在する余地が小さく、相応の客観性と妥当性を確保できていると判断したためです。

また、同氏は、当社グループを取り巻く環境、経営状況等を最も把握しており、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行についての評価を行うには、代表取締役社長が適任であると判断したためです。

③ 当事業年度に係る役員報酬等の内容の決定に関する方針等に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会において、社外取締役が中心として構成された報酬委員会の協議に基づく答申を受け、同委員会から答申内容について充分な説明をされたうえで、代表取締役社長寺尾玄への委任決議をしており恣意性が介在する余地が小さく、一方で、その職責、業績への貢献度等を総合的に勘案して決定されたものであると認められることから、取締役会としては、当該決定方針（個人別の報酬等の内容に係る決定方針）に沿うものであると判断しています。

④ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2022年３月23日開催の第19期定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分年額30百万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されています。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は４名（うち社外取締役１名。）です。

なお、監査等委員である取締役の報酬等の額は、同定時株主総会において年額50百万円以内と決議されています。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役は３名（うち社外取締役３名。）です。

⑤ 取締役の報酬等の総額等

当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の総額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	3人 （1人）	51百万円 （4百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3人 （3人）	16百万円 （16百万円）
計 （うち社外役員）	6人 （4人）	67百万円 （21百万円）

（注）1．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
2．当事業年度に係る取締役の報酬等は固定報酬のみで、業績連動報酬等の支給及び非金銭報酬等の交付はありません。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しています。

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	**5,429**
現金及び預金	1,258
売掛金	2,368
商品及び製品	1,094
原材料及び貯蔵品	355
前渡金	273
前払費用	70
その他	9
固定資産	**723**
有形固定資産	**464**
建物	6
建物附属設備	126
機械装置及び運搬具	5
工具、器具及び備品	302
建設仮勘定	23
その他	0
無形固定資産	**146**
ソフトウエア	143
ソフトウエア仮勘定	3
投資その他の資産	**112**
関係会社株式	66
関係会社長期貸付金	7
繰延税金資産	3
その他	34
資産合計	**6,153**

負債の部	
科目	金額
流動負債	**1,816**
買掛金	717
短期借入金	100
1年内返済予定長期借入金	303
未払費用	90
未払法人税等	2
賞与引当金	50
製品保証引当金	186
事業整理損失引当金	6
その他	359
固定負債	**25**
長期借入金	25
負債合計	**1,841**
純資産の部	
株主資本	**4,311**
資本金	**90**
資本剰余金	**2,759**
資本準備金	1,423
その他資本剰余金	1,336
利益剰余金	**1,462**
利益準備金	0
その他利益剰余金	1,461
繰越利益剰余金	1,461
自己株式	**△0**
純資産合計	**4,311**
負債及び純資産合計	**6,153**

損　益　計　算　書

（2024年 1 月 1 日から
2024年12月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**12,433**
売上原価		**8,556**
売上総利益		**3,877**
販売費及び一般管理費		**3,861**
営業利益		**16**
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	0	
為替差益	59	
雑収入	32	**94**
営業外費用		
支払利息	12	
貸倒引当金繰入額	7	
雑損失	0	**19**
経常利益		**91**
特別利益		
事業整理損失引当金戻入額	2	**2**
特別損失		
固定資産除却損	0	**0**
税引前当期純利益		**94**
法人税、住民税及び事業税	2	
法人税等調整額	27	**29**
当期純利益		**64**

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年２月19日

バルミューダ株式会社
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
　東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宮崎　哲　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石川資樹　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　角　真一　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、バルミューダ株式会社の2024年１月１日から2024年12月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2024年１月１日から2024年12月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、審議の結果、監査等委員全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査等委員及び監査等委員会の監査の方法及びその内容

（1）監査等委員会は、監査の方針及び監査計画を定め、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査等委員は監査等委員会が定めた監査等委員監査等基準に準拠し、監査の方針及び監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席（インターネットを介したWEB方式による出席も含みます。）し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容が相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年２月19日

バルミューダ株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　中　嶋　清　昭　㊞

監査等委員　森　　満　彦　㊞

監査等委員　永　井　公　成　㊞

注 監査等委員中嶋清昭、森満彦及び永井公成は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：　南青山サンタキアラ教会 バンケットルーム

会場：　東京都港区南青山五丁目５番24号
電話：　03-5464-7773

(交通のご案内)

東京メトロ銀座線・半蔵門線・千代田線 表参道駅Ｂ３出口より徒歩約１分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

電子提供措置の開始日　2025年３月５日

第22期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
（交付書面省略事項）

●事業報告
当社グループの現況に関する事項
　財産及び損益の状況の推移
　主要な事業内容
　主要な事業所等
　従業員の状況
　主要な借入先
会社の株式に関する事項
会社の新株予約権等に関する事項
会社役員に関する事項
　社外役員に関する事項
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
剰余金の配当等の決定に関する方針

●連結計算書類
連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書
連結注記表

●計算書類
株主資本等変動計算書
個別注記表

●監査報告
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

バルミューダ株式会社

事業報告（2024年１月１日から2024年12月31日まで）

１．当社グループの現況に関する事項

（１）財産及び損益の状況の推移

①　当社グループの財産及び損益の状況

区分		第19期 (2021年12月期)	第20期 (2022年12月期)	第21期 (2023年12月期)	第22期 (2024年12月期) (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	18,379	17,595	13,011	12,462
経常利益又は経常損失（△）	(百万円)	1,462	14	△1,237	94
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	(百万円)	1,015	3	△2,071	67
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	(円)	122.81	0.36	△245.68	7.92
総資産	(百万円)	10,881	9,907	7,803	6,182
純資産	(百万円)	6,292	6,312	4,265	4,349
１株当たり純資産	(円)	755.63	753.15	505.37	513.93

（注）「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）等を第20期の期首から適用しており、第20期以降に係る各数値については当該会計基準等を適用した後の数値となっています。

② 当社の財産及び損益の状況

区分		第19期 (2021年12月期)	第20期 (2022年12月期)	第21期 (2023年12月期)	第22期 (2024年12月期) (当事業年度)
売上高	(百万円)	18,368	17,576	12,996	12,433
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	1,457	12	△1,233	91
当期純利益又は当期純損失(△)	(百万円)	1,013	2	△2,067	64
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	(円)	122.61	0.27	△245.12	7.58
総資産	(百万円)	10,860	9,888	7,803	6,153
純資産	(百万円)	6,274	6,291	4,241	4,311
1株当たり純資産	(円)	753.57	750.65	502.46	509.44

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号　2020年3月31日)等を第20期の期首から適用しており、第20期以降に係る各数値については当該会計基準等を適用した後の数値となっています。

（2）主要な事業内容（2024年12月31日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社（BALMUDA Europe GmbH、BALMUDA North America, Inc.）の３社で構成されています。製品の企画、デザイン、設計、開発、国内外での製品等の販売を軸に、「家電事業」の単一セグメントで事業を展開しているファブレス（自社工場を保有せず、外部の製造工場に製品の生産を委託する）メーカーです。加えて、消費者に製品のコンセプトをできるだけ的確にお伝えするために、製品のプロモーションに係る写真、動画等のコンテンツについても、社内で制作しています。なお、連結子会社BALMUDA Europe GmbHは、主に欧州を中心に当社製品の販売を、BALMUDA North America, Inc.は、米国における当社製品の販売促進・広告宣伝を行っています。当社が取り扱う製品は以下のとおりです。

事業	主要製品
家　電　事　業	**・空調関連** The GreenFan（扇風機） GreenFan Studio（オールシーズンファン） GreenFan Cirq（サーキュレーター） GreenFan C2（ポータブルサーキュレーター） Rain（加湿器） BALMUDA The Pure（空気清浄機） **・キッチン関連** BALMUDA The Toaster（スチームトースター） BALMUDA The Toaster Pro（サラマンダー機能つきスチームトースター） ReBaker（リベイク機能つきトースター） BALMUDA The Pot（電気ケトル） MoonKettle（温度調整機能つき電気ケトル） BALMUDA The Gohan（電気炊飯器） BALMUDA The Range（オーブンレンジ） BALMUDA The Brew（オープンドリップ式コーヒーメーカー） BALMUDA The Plate Pro（ステンレス ホットプレート） Table Stove（カセットコンロ） **・その他** BALMUDA The Light（太陽光LEDデスクライト） BALMUDA The Lantern（ポータブルLEDランタン） BALMUDA The Speaker（ワイヤレススピーカー） BALMUDA The Cleaner Lite（ホバー式クリーナー）

（3）主要な事業所等（2024年12月31日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	東京都武蔵野市
営業店舗	東京都港区

② 子会社

名称	所在地
BALMUDA Europe GmbH	ドイツ　ノルトライン＝ヴェストファーレン州 デュッセルドルフ
BALMUDA North America, Inc.	アメリカ合衆国　デラウェア州 ウィルミントン

(4) 従業員の状況（2024年12月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
100名	37名減	41.6歳	4.1年

（注）従業員数には、臨時従業員（６名）は含まれていません。

(5) 主要な借入先（2024年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	72 百万円
株式会社りそな銀行	88
株式会社みずほ銀行	72
株式会社静岡銀行	50
株式会社群馬銀行	44
多摩信用金庫	100

（注）取引銀行２行と貸出コミットメント契約（総額2,630万円）を締結しています。本契約に係る当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

2．会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　26,000,000株

（2）発行済株式の総数　8,466,400株　（自己株式3,277株を含む。）

（3）株主数　8,335名

（4）大株主

株主名	持株数	持株比率
寺尾　玄	5,782,500 株	68.33 %
KOREA SECURITIES DEPOSITORY－SAMSUNG	261,000	3.08
株式会社ミツバ	125,000	1.48
SIX SIS LTD.	50,500	0.60
楽天証券株式会社	44,000	0.52
中嶋　恵	30,700	0.36
松井証券株式会社	24,200	0.29
油原　雄二	24,000	0.28
鞍田　直子	22,500	0.27
株式会社SBI証券	20,727	0.24

（注）持株比率は自己株式（3,277株）を控除して計算しています。

3．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名称	区分	新株予約権の目的となる株式の種類と数	払込金額	行使価額	行使期間	個数	保有者数	行使条件
第３回新株予約権 2017年９月20日 発行決議	取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	普通株式 18,000株	1株につき 280円	1株につき 280円	2019年９月21日 ～ 2027年９月20日	180個	１名	別記

(注) 2019年11月８日開催の取締役会決議により、2019年12月５日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っています。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」を調整しています。

(別記) 権利行使の条件

(１) 権利行使時においても、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(２) 当新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

(３) 新株予約権者は、次の何れか一にでも該当した場合、新株予約権を行使できないものとする。

①禁固以上の刑に処せられた場合

②懲戒処分を２回以上受けた場合

③当社の書面による事前の同意なく、競合他社の役員、従業員又はコンサルタント等に就いた場合

④上記に定めるほか、新株予約権者に法令・社内諸規則等の違反、又は当社に対する背信行為があり、当社が新株予約権の行使を認めない旨通知した場合

(2) 当事業年度中に当社従業員等に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	当該他の法人等との関係
社外取締役	片山　礼子	株式会社ミクリード 代表取締役社長	重要な取引その他の関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	中嶋　清昭	—	—
	森　満彦	森満彦税理士事務所 所長 株式会社トライソルグループ 社外監査役 株式会社黒龍堂 社外監査役 株式会社クレーリナ 社外監査役	重要な取引その他の関係はありません。
	永井　公成	法律事務所ネクシード 代表弁護士 ベースフード株式会社 社外監査役 株式会社フォーバル・リアルストレート　社外取締役（監査等委員） 株式会社オスティアリーズ 社外監査役	重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査等委員会への出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	片山　礼子	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、長年にわたる経営幹部及び経営者としての知識と経験に基づき、当社の業務執行における適正性の確保や事業の収益性・安全性向上等の観点から、健全かつ効率的な企業経営に向けた発言を適宜行いました。 具体的には、予算策定方針、販売戦略、経営執行体制等について、経営者・ユーザーの視点から多くの意見を述べました。
社外取締役 (監査等委員)	中嶋　清昭	当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会13回のすべてに出席し、主に当社の職務執行に対する監査により、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。 常勤の監査等委員として、社内の重要な会議に出席し、適宜意見を述べました。監査等委員会では、社外の監査等委員に社内で生じている経営的、業務的な課題を伝え、監査等委員会として意見をまとめました。
	森　満彦	当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会13回のすべてに出席し、税理士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。 具体的には、予算策定方針、棚卸資産の状況、与信管理、販売戦略、予算差要因等について多くの意見を述べました。
	永井　公成	当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会13回のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。 具体的には、各種法令への対応、為替変動への対応、販売戦略、販売動向等について多くの意見を述べました。

5．会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

（2）報酬等の額

区分	報酬等の総額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

2．当社監査等委員会は、取締役、社内関係部門及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、職務執行状況や報酬見積の算定根拠並びに当事業年度の会計監査人の監査計画内容及び報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、監査報酬等の額について同意しました。

（3）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第430条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当社監査等委員会は会計監査人を解任します。この場合、当社監査等委員会は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

(5) 会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止
（2024年１月１日から2024年３月31日までの３ヶ月間）

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査法人の業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止
（2024年１月１日から2024年３月31日までの３ヶ月間）

③ 処分理由

他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（1）業務の適正を確保するための体制

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム構築に関する基本方針を定め、以下のような体制のもと運用しています。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・監査等委員会設置会社としての当社における内部統制システムの整備に関する方針を定めるとともに取締役及び使用人の法令遵守の徹底に努める。

・コンプライアンス規程を定め、取締役及び使用人はコンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行う。

・取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の意思決定と取締役の職務の監督を行う。

・監査等委員会は、法令が定める権限を行使して、取締役の職務の執行について監査を実施する。

・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や行政当局と連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

・内部通報制度運用規程を定め、企業倫理相談及び内部通報のための窓口を設置し、法令、定款、社内規程等に対する違反事実やそのおそれがある行為等を早期に発見し是正するための仕組み（以下「公益通報制度」という）を整備する。

・内部監査室は、代表取締役直属の組織として、内部統制システムの整備状況及び運用状況を監査する。内部監査の結果は、被監査部門にフィードバックされるとともに、代表取締役、取締役会及び監査等委員会にも報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む。）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存し、管理する。

・情報セキュリティ規程を定め、情報資産の保護及び管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・リスク管理規程を定め、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、当該リスクを評価し、

その対策に努める。
・自然災害、企業不祥事等の不測の事態に備えるため、事業継続計画を定め、損失の拡大を防止し、これを最小限にとどめるための体制を整備する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・取締役会は、法令、定款及び取締役会規程に基づき運営し、毎月１回定期開催し、または必要に応じて随時開催する。
・取締役会は、経営上の重要事項及び法定事項を決議し、また取締役の職務の執行状況を監督する。
・取締役は緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行する。
・組織規程、業務分掌規程及び稟議規程を定め、取締役の職務執行の体制を確立する。

⑤　企業集団における業務の適正を確保するための体制
・子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
・子会社の事業に伴う様々なリスクを把握し、当該リスクを評価し、その対策に努める。
・自然災害、企業不祥事等の不測の事態に備えるため、損失の拡大を防止し、これを最小限にとどめるための体制を整備する。
・関係会社管理規程において、子会社に対する全般的な管理方針について定め、企業グループとして経営の健全性を高める。
・子会社の取締役及び使用人はコンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行う。

⑥　監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項
・監査等委員会は、その職務を補佐する使用人（以下、「監査等委員会の補助者」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができる。

⑦　上記⑥の監査等委員会の補助者の取締役からの独立性に関する事項
・監査等委員会の補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査等委員会の

事前の同意を必要とする。

⑧　上記⑥の監査等委員会の補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査等委員会は、監査等委員会の補助者に直接指示するものとし、監査等委員会の補助者はその指示に従って職務を遂行する。

⑨　監査等委員会に報告するための体制

・当社の監査等委員でない取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、公益通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査等委員会に報告し、監査等委員会から求めがある場合は、これに応じ、速やかに職務執行の状況等を報告する。

・子会社の監査等委員でない取締役、監査役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、公益通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく当社の監査等委員会に報告し、当社の監査等委員会から求めがある場合は、これに応じ、速やかに職務執行の状況等を報告する。

⑩　上記⑨の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・当社は、上記⑨に従い当社の監査等委員会への報告を行った当社及び子会社の監査等委員でない取締役及び使用人、並びに子会社の監査役に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の監査等委員でない取締役及び使用人、並びに子会社の監査役に周知徹底する。

⑪　監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑫　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査等委員会は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて取締役及

び使用人から職務の執行状況について確認する。
・監査等委員は、取締役会のほか、重要な会議に出席する。
・監査等委員会は、会計監査人と意見交換を行う。
・監査等委員会は、独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
・監査等委員会は、内部監査室と定期的に意見交換を行い、連携の強化を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における主な運用状況は以下のとおりです。

① 取締役の職務執行の体制

・取締役会は17回開催され、経営方針及び経営戦略等の経営に関する重要事項の意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況の監督を行いました。また、各取締役は重要な業務執行について協議を行う会議等を定期的に開催しました。

② 監査等委員会の職務執行の体制

・監査等委員会は13回開催されました。また、各監査等委員は取締役会や重要な会議等への出席や代表取締役及び内部監査担当者との定期的な情報交換等によって、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備運用状況を確認し、監査等委員会に報告を行い、監査等委員会は健全な経営と効率的運用を行うための助言を行っています。

③ 内部監査

・内部監査担当者は監査等委員会と連携しながら内部監査を実施し、定期的に代表取締役に報告しました。

7．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は会社設立以来、企業体質の強化及び継続的な製品開発に備えた資金の確保を優先し、当事業年度を含め株主に対する配当を実施していません。今後も当面の間、内部留保の充実を進める方針です。株主への利益還元については、当社の重要な経営課題として認識しており、将来的には、各期の業績、財務体質を勘案しつつ利益還元を検討していく方針ですが、現時点においては、配当の可能性及びその時期については未定です。

本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しています。

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	**5,532**
現金及び預金	1,345
売掛金	2,367
商品及び製品	1,110
原材料及び貯蔵品	355
前渡金	273
前払費用	70
その他	9
固定資産	**649**
有形固定資産	**464**
建物	6
建物附属設備	126
機械装置及び運搬具	5
工具、器具及び備品	302
建設仮勘定	23
その他	0
無形固定資産	**147**
ソフトウエア	143
ソフトウエア仮勘定	3
投資その他の資産	**38**
繰延税金資産	3
その他	35
資産合計	**6,182**

負債の部	
科目	金額
流動負債	**1,807**
買掛金	717
短期借入金	100
1年内返済予定長期借入金	303
未払費用	88
未払法人税等	3
賞与引当金	50
製品保証引当金	186
事業整理損失引当金	6
その他	351
固定負債	**25**
長期借入金	25
負債合計	1,832
純資産の部	
株主資本	**4,325**
資本金	**90**
資本剰余金	**2,759**
利益剰余金	**1,476**
自己株式	**△0**
その他の包括利益累計額	**24**
為替換算調整勘定	24
純資産合計	**4,349**
負債及び純資産合計	**6,182**

連結損益計算書

（2024年１月１日から
2024年12月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**12,462**
売上原価		**8,576**
売上総利益		**3,885**
販売費及び一般管理費		**3,873**
営業利益		**12**
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	0	
為替差益	60	
雑収入	32	**94**
営業外費用		
支払利息	12	
雑損失	0	**12**
経常利益		**94**
特別利益		
事業整理損失引当金戻入額	2	**2**
特別損失		
固定資産除却損	0	**0**
税金等調整前当期純利益		**97**
法人税、住民税及び事業税	3	
法人税等調整額	27	**30**
当期純利益		**67**
親会社株主に帰属する当期純利益		**67**

連結株主資本等変動計算書

（2024年 1 月 1 日から
2024年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,423	1,420	1,409	△0	4,252
当期変動額					
新株の発行	3	3			6
資本金からその他資本剰余金への振替	△1,336	1,336			—
親会社株主に帰属する当期純利益			67		67
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	△1,332	1,339	67	△0	73
当期末残高	90	2,759	1,476	△0	4,325

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	13	13	4,265
当期変動額			
新株の発行			6
資本金からその他資本剰余金への振替			—
親会社株主に帰属する当期純利益			67
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	10	10	10
当期変動額合計	10	10	83
当期末残高	24	24	4,349

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

（1）連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しています。

連結子会社の数　　２社

連結子会社の名称　BALMUDA Europe GmbH

BALMUDA North America, Inc.

（2）会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

ア．商品及び製品

総平均法による原価法

イ．原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

ア．有形固定資産

定額法を採用しています。

ただし、2016年３月31日以前に取得した建物附属設備については、定率法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	18年
建物附属設備	８～18年
機械装置及び運搬具	６～７年
工具、器具及び備品	２～10年

イ．無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用期間（3～5年）に基づく定額法を採用しています。

③ 重要な引当金の計上基準

ア．賞与引当金

従業員等に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しています。

イ．製品保証引当金

製品保証に伴う費用の支出に備えるため、保証期間内の販売済製品については、過去の実績率に基づいて計算したアフターサービス費用を計上しています。

ウ．事業整理損失引当金

携帯端末事業の終了に伴い、将来負担する損失に備えるため、今後損失が見込まれる金額を計上しています。

④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しています。

⑤ 収益及び費用の計上基準

以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：取引価格の履行義務への配分

ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

当社グループは、主に家庭用電気機器の製品販売を行っています。これらの取引については、原則として、製品の引渡時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、当社グループが履行義務を充足することから、当該製品の引渡時点において収益を認識しています。当社グループは、主に消費者向け販売店に対して支払う販売リベートを、売上高から控除しています。

2．会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

（1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

（単位：百万円）

	当連結会計年度
商品及び製品	1,110
（うち、当社の製品）	1,066

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

製品の評価にあたっては、正味売却価額が簿価を下回った場合に簿価の切下げを行っています。また、一定期間以上滞留が認められる製品については、製品在庫の販売予定価格や販売見込数量等の評価方針に基づいて、販売可能性を考慮のうえ、正味売却価額まで簿価の切下げを行っています。

しかしながら、将来の予測不能な環境変化等により、価格下落など当社グループに不利な状況が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において簿価の切下げが追加的に必要となる可能性があります。

3．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額　　2,133百万円

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　　8,466,400株

（2）当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　22,700株

5．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針です。また、資金調達については銀行借入により調達しています。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。

営業債務である買掛金は、ほとんど２ヶ月以内の支払期日です。借入金は使途が運転資金であり、支払金利の変動リスク及び流動性リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様に管理を行っています。

イ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

為替や借入金に係る支払金利の変動リスクについて、先物為替予約によるヘッジ処理を行うとともに、金利交渉等を通じて金利削減に努めています。なお、当連結会計年度末日現在、為替予約残高はありません。

ウ．資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定水準に維持することなどにより、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（2）金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりです。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
短期借入金	100	100	—
長期借入金（1年内返済予定を含む）	328	328	—
負債計	428	428	—

（注1）現金及び預金、売掛金、買掛金については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価は帳簿額に近似するものであることから、記載を省略しています。

（注2）長期借入金は、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額に近似するものであることから、当該帳簿価額によっています。

（3）金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
短期借入金	—	100	—	100
長期借入金（１年内返済予定を含む）	—	328	—	328
負債計	—	428	—	428

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しています。

６．収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、家電事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略していますが、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

１．地域別の内訳

（単位：百万円）

	当連結会計年度 (自　2024年１月１日 至　2024年12月31日)
日本	8,025
韓国	2,315
北米	603
その他	1,517
顧客との契約から生じる収益	12,462
その他の収益	—
外部顧客との売上高	12,462

2．製品カテゴリー別の内訳

（単位：百万円）

	当連結会計年度 （自　2024年1月1日 至　2024年12月31日）
空調関連	2,112
キッチン関連	9,527
その他	822
顧客との契約から生じる収益	12,462
その他の収益	—
外部顧客との売上高	12,462

7．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産　　513円93銭
１株当たり当期純利益　　７円92銭

8．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

（2024年 1 月 1 日から
2024年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,423	1,420	—	1,420
当期変動額				
新株の発行	3	3		3
資本金からその他資本剰余金への振替	△1,336		1,336	1,336
当期純利益				—
自己株式の取得				—
当期変動額合計	△1,332	3	1,336	1,339
当期末残高	90	1,423	1,336	2,759

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
		繰越利益剰余金				
当期首残高	0	1,397	1,398	△0	4,241	4,241
当期変動額						
新株の発行			—		6	6
資本金からその他資本剰余金への振替			—		—	—
当期純利益		64	64		64	64
自己株式の取得			—	△0	△0	△0
当期変動額合計	—	64	64	△0	70	70
当期末残高	0	1,461	1,462	△0	4,311	4,311

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

ア．商品及び製品

総平均法による原価法

イ．原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法

（2）固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しています。

ただし、2016年３月31日以前に取得した建物附属設備については定率法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	18年
建物附属設備	８～18年
機械装置及び運搬具	６～７年
工具、器具及び備品	２～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（３～５年）に基づく定額法を採用しています。

（3）引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員等に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しています。

③ 製品保証引当金

製品保証に伴う費用の支出に備えるため、保証期間内の販売済製品については、過去の実績率に基づいて計算したアフターサービス費用を計上しています。

④ 事業整理損失引当金

携帯端末事業の終了に伴い、将来負担する損失に備えるため、今後損失が見込まれる金額を計上しています。

（4）その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しています。

（5）収益及び費用の計上基準

以下の５ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ１：顧客との契約の識別

ステップ２：履行義務の識別

ステップ３：取引価格の算定

ステップ４：取引価格の履行義務への配分

ステップ５：履行義務の充足による収益の認識

当社は、主に家庭用電気機器の製品販売を行っています。これらの取引については、原則として、製品の引渡時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、当社が履行義務を充足することから、当該製品の引渡時点において収益を認識しています。当社は、主に消費者向け販売店に対して支払う販売リベートを、売上高から控除しています。

2．会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

（単位：百万円）

	当事業年度
商品及び製品	1,094
（うち、当社の製品）	1,066

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表（2．会計上の見積りに関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

3．貸借対照表に関する注記

（1）資産から直接控除した貸倒引当金

流動資産

関係会社長期貸付金　　7百万円

（2）有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額　　2,133百万円

（3）関係会社に対する金銭債権債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、以下のとおりです。

短期金銭債権　　0百万円

短期金銭債務　　18

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高（収入分）	４百万円
営業取引高（支出分）	125
営業取引以外の取引高（収入分）	0

5．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式数

普通株式	3,277株

6．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金です。なお、回収可能性を勘案した結果、評価性引当額を計上しています。

7．収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、連結注記表（6．収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

8．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産	509円44銭
１株当たり当期純利益	7円58銭

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年２月19日

バルミューダ株式会社
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
　東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　宮崎　哲　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　石川資樹　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　角　真一　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、バルミューダ株式会社の2024年１月１日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、バルミューダ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上